

中小企業 健康診断補助金を ご利用ください

従業員の健康維持のため、定期健康診断を実施したときに利用しましょう。

内容 労働安全衛生規則第44条に定められた病歴、自覚症状、身長、視力、胸部X線、血圧、貧血、肝機能、血液、尿、心電図検査などの定期健康診断に要した受診料の補助

対象 市内の中小企業事業主

補助額

健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第1項に規定する項目全部の場合	受診者1人当たり 1,500円
健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第2項の規定により省略されている場合	受診者1人当たり 800円

※事業主の受診料は補助対象になりません。また、同一年度内に同じ従業員で2回以上の補助は受けられません。

問合せ 商工課企業応援係

企業の退職金づくりは

中退共・特退金で

市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定、そして中小企業の振興に寄与するために、以下の共済制度へ新規加入した事業所に対し、当初の1年間の掛金の10%（中退共）、20%（特退金）を補助しています。契約日から12か月経過した月の属する年度末までに申請してください。

特色

- ①退職金制度を持つことが困難な中小企業でも、大企業並みの退職金を支払うことができます
- ②毎月定額の掛金で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます
- ③掛金は税法上損金または必要経費として全額非課税となります
- ④従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 名古屋相談コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

問合せ 商工課企業応援係

障害のある人の権利を守りましょう

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市や県に通報しなければならないという義務を定めています。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合もあります。問題が深刻化する前に早期発見し、支援につなげていくことが大切です。「気になるな」「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。また、支援に関する相談も受け付けています。

障害者の虐待をなくすために、皆さんのご協力をお願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）やそのほか心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

連絡先 市障害者虐待防止センター **平日**（8時30分～17時15分） ☎(41)3377、FAX(48)2940
社会福祉協議会 **休日・夜間**（17時15分～8時30分） ☎090(3833)4701

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・養護者（家族や親族）による虐待
- ・障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

これらは虐待です

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束すること

【放棄・放任】

食事や入浴、排せつなどの世話をしないこと

【心理的虐待】

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など

【性的虐待】

わいせつな行為をしたり、させることなど

【経済的虐待】

本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど